

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第8回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（第8回）

議事次第

日 時：令和3年4月14日（水）18：00～20：00

場 所：オンライン

1. 開 会

2. 議 事

とりまとめ案の議論

3. 閉 会

2021-4-14 第8回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第8回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日も、ウェブ会議にて開催しております。

また、今回、法務省民事局においては、人事異動により、今回から佐藤参事官に御出席いただいております。

また、最高裁判所より木村課長にも、引き続き御出席いただいております。

事務局からは、公務の関係で遅れての出席、途中の出入り等がございますことをご許しいただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきますので、カメラの方は御退出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○金子虐待防止対策推進室長補佐 また、今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、録音・録画は禁止としておりますので、傍聴の方はくれぐれも御注意ください。

それでは、これより先は、吉田座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から資料の確認等を、まず、お願ひいたします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1が、検討会取りまとめ案。

資料1-2が、その見え消し版。

構成員提出資料1が、高橋構成員の提出資料。

構成員提出資料2が、土居構成員、中村構成員、橋本佳子構成員、藤林構成員、宮口構成員、茂木構成員の提出資料、ほか参考資料です。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ってまいりたいと思っております。

本日の議題は、取りまとめ案の議論となっております。

当検討会の取りまとめについて、前回までの議論等を踏まえ、事務局が資料1として、案を用意しておりますので、これを基に議論していきたいと思っております。

本日は時間を区切って、まず「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 基本的な考え方」までについて、御意見をいただければと思います。

次に「Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手續等の在り方」についての御意見をいただければと思います。

続いて「Ⅳ 一時保護中の手續等の在り方」についての御意見をいただきます。

最後に「Ⅴ 一時保護の解除に当たっての手續等の在り方」「Ⅶ おわりに」までについて、御意見をいただきたいと思っております。

また、構成員提出資料につきましては、個別に時間は設けず、議論の時間の中で適宜、挙手の上、御説明いただければと思いますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、この後、事務局からの資料1の説明に続いて、最高裁判所から、前回、橋本和明構成員より御質問のあった、児童福祉法28条事件や、33条5項事件の家事審判手續における子供の手續代理人の利用状況について、数分程度を御説明いただきます。

それでは、先に事務局から資料1、取りまとめ案の説明をお願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 厚生労働省の虐待室長の山口です。

資料1-2を御覧いただければと思います。見え消し版のほうで御説明をいたします。

資料1-2、大きく変わった点を中心に御説明いたします。資料の11ページを見ていただければと思います。

資料の11ページ、一番下のところですが「②一時保護に関する司法審査」のところですが。

赤字が修正箇所となっておりますが、一時保護の手續においては、児童相談書が重視すべき情報を見落としたり考慮すべきでない事情を考慮してしまい、その結果、子供や親が不当な制約を受けることも考えられる。このようなケースが生じることを防止し、適正な一時保護を実現する必要があると。

司法審査を導入するメリットとして、児相が一層確信をもって一時保護やソーシャルワークに望むことができるようになるとの指摘があった。

さらに一時保護の司法審査を導入すれば、早期の段階で親権者等の主張の是非を司法が判断することになるため、保護者との対立関係に伴う負担は軽減されるとの指摘もあった。

一時保護開始についての司法審査については、児童の権利に関する権利条約第9条に、鍵これこれ鍵閉じとの規定があり、また、国連児童の権利委員会による総括所見において、鍵これこれが要請されている。

このように一時保護は、一時的とはいえ、子供を保護者から引き離すものであり、子供の権利の制限であるとともに、親権の行使等に対する制限でもあるため、こうした点を踏まえると、児童相談所による一時保護に関する判断の適正性の担保や手續の透明性の確保を図る必要がある。

このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである。

そこで、これを導入するための課題について検討する。

まず、手續件数を見ると、現在の親権者等の意に反する2か月を超える一時保護の承認

係る家事審判手続の記載件数は524件である一方、実態把握調査によれば、一時保護の全件は3万9330件であり、そのうち開始時に親権者等の同意のない一時保護の件数は8,577件になっている。

また、現行制度下でも2か月のうちに一時保護の延長に係る家事審判を行うために、児相において相当の事務負担が生じていること及び実装の調査権が十分でないことなどにも照らすと、一時保護の開始の判断に対する新たな司法審査の導入に当たっては、当該司法審査に係る児相における実務が、子供の命を守るためにちゅうちょなく一時保護するという方針と、当該一時保護の判断の適正性を担保し手続の透明性を図ることが両立し得るものとなるよう、児相の体制整備や児相の権限強化が不可欠であると考えられる。

そして、こうした新たな司法審査について、一時保護が迅速かつ適切に開始される必要があることに照らし、審査の主体、審査の時期、一時保護開始が認められるための要件、必要となる資料、審査の対象とすべき一時保護の範囲、手続等をどのように設定するか、行政不服審査や行政訴訟などの既存の制度との関係の整理といった制度の在り方に加え、それを実際に支える人員の確保等の実務上の観点からの検討も必要となる。

ただし、これらを理由として司法審査の導入をいたずらに遅らせることのないよう、迅速に検討が進められなければならない。

そこで、今後、厚生労働省、法務省及び最高裁判所といった関係省庁等において、これらの論点について実証的な検討を行うとともに、速やかにその体制整備を図るための具体的な方策についても検討を行い、外部有識者等の意見も聴取した上でできる限り早期に一時保護開始の判断について、新たな司法審査の導入を実現すべきであるとしております。

それから、次に大きく変わったところですが、23ページお聞きいただきたいと思えます。

23ページは、接近禁止命令、面会通信制限への司法審査の導入のところですが、一番下の○ですが、そこで(3)と同様に、まずは、一時保護措置中における面会交流がどの程度行われているのかを調査し、処分として現れていない面会通信制限の実態を把握すべきである。その結果、不当に面会交流を制限している事例があれば、現場においてケースに応じて適切に面会通信処分や接近禁止命令が行われるよう、虐待の相談手引きの改訂その他の方法で徹底を図るべきである。

その上で、面会通信制限や接近禁止命令に関する判断の適正性や手続の透明性を確保するために、一時保護の判断に関する議論と同様、関係省庁等において、司法審査や第三者の関与について検討を行うべきである。

この検討に当たっては、司法関与に関する本取りまとめの議論も含め、司法と行政の役割の在り方や、親権制限に関する議論と併せ議論するべきであると。

この検討に当たっては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、裁判所による保護命令の制度が存在することや、同制度において被害者と同居している子が一定の場合に保護命令の対象となっていることなどから、同制度との関係にも留

意すべきであるということで整理をしております。

そのほか、前回の検討会において、構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、適宜修正をしております。

私からの説明は、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最高裁より、子供の手続代理人の利用状況について御説明をお願いいたします。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。最高裁の木村でございます。

前回の検討会におきまして、児童福祉法28条事件や、33条事件における、子の手続代理人の利用の可否及び利用できる場合にこれらの事件において、これまでに子の手続代理人が利用された事例の有無について御質問をいただきましたので、御説明させていただきます。

まず、利用の可否の点でございますけれども、児童福祉法28条事件、33条事件のいずれにおきましても、家事事件手続法の規定に基づき、裁判所は子の手続代理人を選任することができます。

その上で、事例の有無の点でございますが、児童福祉法28条事件につきましては、これまでに、子の手続代理人を選任した事例が2件あったものと承知しております。

他方で、33条事件につきましては、これまで、子の手続代理人を選任した事例があったとは承知しておりません。

私のほうから、前回検討会においていただきました御質問に対する回答は、以上となります。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、資料1に関する議論に入りたいと思います。

まず、資料1-1「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 基本的な考え方」について御議論をお願いいたします。

御発言いただく前には、手を挙げる機能を御利用ください。それでは、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もし、このⅠ、Ⅱについて御議論、御意見いただけるようなこともあれば、また、後ほどまとめて時間を取りますので、そのときをお願いいたします。

それでは、続きまして、資料1-1「Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方」について、御議論をお願いいたします。

今と同じように、御発言をいただく前には手を挙げる機能を御利用ください。お願いいたします。

いかがでしょう。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 構成員の高橋です。

今日、提出資料1で出させていただいたところを中心に、幾つかお話をさせていただきます。

まず、1-1の8ページ「(3)カンファレンスについて」のところなのですが、これの2つ目の○で「また、リスク要因等の見落としを防ぎ」から始まる文章なのですが、この文章の終わりから2行目と終わりにかかって、常勤弁護士という文言が、前回から何回か、いろんな場所に、この報告書に出てきている点です。

厚生労働省さんの事前に作成していただいた資料で、常勤弁護士が一定の役割を果たしていることは、私も理解をしているのですが、法律上でいうと、この点は、一応議論をした上で、現時点でいうと、児童相談所への常時弁護士による助言または指導ということで、決着をしているのかなという理解をしているので、ここを含めて、何点か、その置き換えの意見を出ささせていただこうと思っています。それが、まず、1点目です。

続けてよろしいですか。

○吉田座長 お願いします。

○高橋構成員 次に資料1-1の11ページになります。

11ページの上から2つ目の○のところ、これも同じ理由で、常時助言または指導を行うと直していただけないかということで意見を出しました。

○吉田座長 常勤ただしのところですか。

○高橋構成員 そうです、ただしのところですが。

1つ目の常勤弁護士は、実際のアンケートでも、常勤がつくったほうが短くなるということなので1つ目は置き換えなくていいのですけれども、2つ目の置き換えをお願いします。

○吉田座長 「また」のところですかね、児童福祉司と常勤弁護士がということですね。

○高橋構成員 はい。

それから、12ページ目の2つ目の○なのですが、これは、構成員提出資料には書いていないのですが、国連の総括所見を引用していただいています。総括所見の引用自体は、別に全然異論はないのですが、この総括所見が出てくる、これを引用していただいているのは、パラグラフ29というところだと思うのですが、その前提となっているパラグラフ28には、例えば、児童相談所がより多くの子供を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブが存在すると主張されているとか、国連なので、日本の国内のいろいろな団体さんがおっしゃったことが、そのこと自体の当否は、あまり正確には議論がされないまま前提になっていて、それが基になっている総括所見だということだけ、一応指摘をしておきたいと思ったので、ここはお話しさせていただきました。

○吉田座長 ここは、特に修正の御提案ではないということですね。

○高橋構成員 そうですね、引用をやめてくれというまで言うかということ、そこまで言え

ない話かなと思っていますが、前提はどうかのだろうというのは、ちょっと気にはなっています。

あと、今日は最後なので、いろいろ言ってしまいたいので、13ページもよろしいでしょうか。

○吉田座長 はい。

○高橋構成員 13ページで、上から6行目、児童相談所の体制整備、それから、11行目、それを実際に支える人員の確保という話が出ています。私もそれを理由にずっと何もやらないというつもりは全くないのだけれども、現実には、今、最新の情報をもらったところで、ぜひここでお伝えしておきたいのが、神奈川県が4月1日以降の児童福祉司等の配置が、今、どうなっているのかというのを聞いて、県の児相というのは、この4月から全部で6か所になったのですが、そのうち5か所で3から9名の欠員が生じているということだそうなのです。

それ以上の正確な数をもっていないのですけれども、5児相で3から9名の欠員ということは、最小値、つまり4児相が3人で1児相だけ9人だったとしても、最小値で21人、普通に考えると、30人ぐらい欠員が生じているのではないかという状況なのかなと思うのです。制度を作っていただいて、人を当てていただくという作業を、今、ここの議論は、すごく頑張っているのだけれども、現実には確保できるかということも、どうも現場では生じているということが、ぜひ共通認識にしたほうがいいかなと思って、発言をさせていただきました。

あとは、13ページの「体制整備が不可欠であると考えられる」の後に、できれば一文入れていただけないかなと思っています。構成員提出資料1に書いたのですけれども、そもそも、前記国連の総括所見は、子供を家族から分離すべきか否かの決定に関して、義務的司法審査を導入することが求められており、分離の判断は裁判所が負うことが前提であるのに対して、我が国の現行の2か月超えの司法審査は、児童相談所が負う一時保護処分を裁判所が承認するという構造となっており、この点でも国連の指摘との乖離があるというように一文が入れられないかなと思っています。

あと、14ページ、これも構成員提出資料1に書いたのですが、司法審査以外のところで、13ページから一時保護に関するその他の第三者の関与についてという文章がずっと来るのですけれども、14ページの2つ目の○と3つ目の○の間に、なお、保護者については、既存の制度があることから、新たな手続を創設することは、かえって保護者と児童相談所の双方の負担を増やし、実務を混乱させることになるのではないかという意見もあったという形で、私は、個人的には、そういう意見なので、そういう意見もあったという形で載せていただけないでしょうかというところです。

あとは、常勤弁護士の整理のところは、一個一個発言しないので、構成員提出資料を見ていただければと思います。

すみません、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

御提案いただきました点につきましては、また、事務局のほうで検討の上、必要であれば修正するということかと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。

では、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 ありがとうございます。土居です。

私のほうも幾つかありまして、まず、9ページの3(1)の4つ目の○のところ「第三者として最も」から始まる場所なのですけれども、これの「また」以降の段で、この手続の中では、子供に必要な陳述聴取の機会が付与されている。聴取は書面によることもあるが、このように一定の手続保障も図られていると書いてはいるのですが、ここはやはり子供の手続保障としては、現状の制度は不十分だということも、やはり併せて指摘しておきたいと思えますので、そこも御考慮いただければと思えます。

2点目に、13ページに飛ぶのですけれども、1つ目の○「そして」から始まる場所なのですけれども、まず、最初に審査の主体、時期、一時保護開始が認められるための要件、必要となる資料、審査の対象とすべき一時保護の範囲が書かれています。この範囲の後に括弧書きでもいいので、「子供の意に反する一時保護についても司法審査の対象とすべきか」というのをに入れていただければと思えます。

言いたいことは、子供の意に反する一時保護についても、司法審査を入れるかどうかを、この検討会終了後に行われる議論の中で話し合っほしいという思いからの提案です。

同じところで、これはちょっと事務局への質問になるのですけれども、その2行後ろに、ただし、これらを理由として、司法審査の導入をいたずらに遅らせることのないように迅速にとか、あと、そのさらに3行下に速やかに体制整備を図るための具体的な方策等についても検討を行いとか、同じところに、できる限り早期に司法審査の導入を実現すべきであると書かれていて、ここはかなり気を使って、迅速に導入を進めていきたいと思いますという印象があります。

そこで、恐らく事務局のほうとして、いろいろ考えていただいているのだと思うので、その司法審査導入までの具体的な工程について、現状で考えられているようなことがあれば教えてほしいというところでは。

次に、14ページの1つ目の○「また」から始まる場所なのですけれども、ここは児童相談所から独立した第三者機関が保護者とか子供からの申立てに基づいて、いろいろと環境を調整していくような仕組みについて述べられているところなのですけれども、これは恐らく行政上の苦情処理制度を基に制度を考えられているためか、児童相談所側が、そういった第三者機関に対して何らかの調整をお願いするような仕組みが意図的に外されているような感じがします。

ここに児童相談所も入れてはどうかと思いましたので、その提案です。子供や保護者だけではなくて児童相談所からの申立てに基づいて、何らか調整していくような制度という

考えを持っております。

すみません、今のところ以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先にいただいた御質問について、事務局のほうからお答えをいただきます。
では、お願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

報告書を取りまとめていただきましたら、ここにまさに示してあることが、我々に対して課された、ある意味、宿題になろうと思っておりますので、この検討会の報告にまさに書いてあるとおりに、速やかに法務省、最高裁と協議の検討の場を立ち上げるということで検討を進めていきたいと思っております。

ただ、いつまでに結論を得るかというのは、これは、まさにこれから3省庁で議論をしていくところなので、ちょっと現時点で責任を持って、いつまでということをお答えすることはちょっと難しいかなって思っていますが、いずれにしても取りまとめに書いてあるとおり、課題があるからといっていたずらに導入を遅らせるということがないように、迅速に検討を行っていきたいと考えております。

○吉田座長 ありがとうございます。

土居構成員、よろしいでしょうか。

○土居構成員 はい、ありがとうございました。

○吉田座長 それでは、ほかに御意見、御質問のある方は、挙手をお願いします。

では、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 13ページの下から4行目のところなのです。それは、ちょっと事務局への確認なのですが、速やかに、その体制整備を図るための具体的な方策等についての検討を行い、外部有識者等の意見も聴取した上でとなっているのですが、この外部有識者というのは何を指すのかというのを、ちょっと想定されているところを、お聞かせいただきたい。

○吉田座長 それでは、室長からお願いします。

○山口虐待防止対策推進室長 私のほうでどこまで責任を持って申し上げていいのかというのはありますけれども、我々のイメージしているのは、この検討会の皆さんにも御相談できればなと思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

藤林構成員、よろしいですか。

○藤林構成員 了解です。

○吉田座長 ほかに御意見、御質問、杉山構成員、お願いいたします。

○杉山構成員 杉山です。

この検討会の中では、一時保護の開始のときに、司法関与を入れるのが望ましいのであろうというぐらゐの意見の方向でまとまっていて、ただ、どんな司法審査が、また、どこがするのかとか、その辺りあまり議論が、前の検討会でもそうなのですが、突き詰

められなかったので、13ページにあるように、具体的な課題を示した上で、前向きに検討するという事は、いいと思います。

ここまで具体的に課題を書くとして、私も1点気になるのは、開始時に司法審査を入れるとして、今の承認手続を残すかどうかということ、また、問題となり得るのではないかと考えています。

そもそも承認手続を得た背景には、開始時に急に審査するのは難しいのでということで、もちろん長くなり過ぎるものについて、司法がチェックするという趣旨もあったと思いますけれども、取りあえず2か月のところで審査しようというような発想もあったと思います。

仮に、開始時に審査をして、また2か月後に審査をするとなりますと、この検討会で出された実情を伺うと、ずっと審査のための資料を集め続けなければならないという感じになるので、今の承認手続との平仄といいますか、関係の整理も考えたほうが良いと思います。

それと関わるかもしれませんが、すみません、ちょっと見失ってしまったのですが、今、承認のところでも事務的な負担があるとか、あと、児相の調査権が十分でないというところがあったと思いますけれども、そもそも承認についても要件があまり明らかでないというところもあると思いますので、承認要件それ自体も明らかでないという現状を書くか、あるいは課題のところ、承認要件についても残すとして検討するかどうかということも、記述として入れるのはあり得る、御検討いただければと思っております。

以上です。

○吉田座長 もう一度確認しますが、一時保護の延長ですね、2か月を超える一時保護の延長についての承認手続、これを残すかどうかと、御意見としては、これを課題として、ここに入れる必要があるのではないかとということですね。

○杉山構成員 はい。

○吉田座長 その場合に、併せて承認の要件ということも問題になるでしょうけれども、全部そこに含めて承認の事柄を、この課題として載せるということでもよろしいでしょうか。

○杉山構成員 はい、ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 よろしく申し上げます。

私のほうは、7ページの(2)のアセスメントのところの部分なのですが、「それとともに」という7ページの段落なのですが、その下の弁護士等に法的観点から判断の基礎となる事実を確認するための体制整備を進めることと、このように書いてあるのですが、これを読むと、実質の調査を弁護士がするような書きぶりになっているのですが、現実的には、やはり児童福祉司さんが面接をして、事実の調査をしたりということになると思うの

で、弁護士とともに児童福祉司は事実の調査をしていくということの、もう少しニュアンスを出してほしいなど。

また、この司法関与ができるまでの間に、児童福祉司等が、事実の調査の調査能力を高めるような研修を弁護士さんと一緒にしていくような、そういうところもどこかに入れてほしいなと思っております。

もう一点なのですが、14ページの「(5) 現行制度の運用と改善について」というところであります。

その2番目の○のところで、保護者への説明について、納得を可能な限り得る観点から云々と、丁寧に説明することということなのですが、今も保護者に説明されている部分もあると思うのですが、もっとより丁寧にそこをしていくということが、やはり今のところ、求められていることではないだろうかと思えます。

また、誤解されては困るのですけれども、司法関与があると、そこがちょっと軽く扱われるというのは困るところで、司法関与があってもなくても、やはり、児童相談所の役割としては、一時保護した理由ところをしっかりと説明していくというのは求められているところで、そんなところも、やはり、このペーパーに書いていただきたいなと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

保護者への説明をより丁寧にということですね、書くということですね。

○橋本和明構成員 はい。

○吉田座長 分かりました。ほかは、いかがでしょうか。

では、久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 ありがとうございます。久保野でございます。

報告書の文言の修正についての意見ではありませんで、こういう意見もあったという感想をとということなのですからけれども、内容は司法関与についてです。

12ページの下から2つ目の○あるいは先ほどから出ていますとおり、司法関与について踏み込んだ表現になりまして、裁判所、司法機関が開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきとされて、迅速にできる限り早期にといったようなことが強調されるような書き方になったということについて、検討会での議論の経緯を振り返りましたときに、やや踏み込んでいるなという印象を持ったというのが率直な感想です。

望ましい方向ではあるけれども、検討すべきことが多々あり、慎重にやっていくべきだという意見も強かったものと認識しています。

ただ、先ほど申しましたとおり、本日、共同での御意見の文書も出されていますし、報告書自体の表現を変えていただきたいということではありませんけれども、ただ、今申し上げたような議論の経緯だったということも考えますと、12ページから13ページにかけての、やはり課題として挙げられているところの検討が非常に重要だということを意見として申し上げたい、改めて強調させていただきたいと思えます。

しかも、同じく振り返りますと、本来、この検討会の中で、もう少しそれらについて踏み込んだ議論ができればよかったなと思います。

特に気になりますのが、行政作用について司法がどう関与するかという議論ですので、行政法の専門の方に加わっていただきたいと思っていましたけれども、そのような行政法の専門から見た場合の、より立ち入った分析ですとか、先ほども若干指摘がありましたけれども、児童の権利条約についての総括所見について、どう評価や解釈をするかですとか、条約の条文自体が言っていることはどういうふうに解釈すべきかといったようなことについて、より一層立ち入って論じられたら良かったと、まず思いますし、ただ先を見ましたときに、検討の場を立ち上げていくということが明示的に掲げられていますので、その場において、今申し上げたような点も含めて、立ち入った議論がされていくということを強く期待しております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

特に修正の御要望というよりは、今後まだ残された部分について検討すべき課題の御指摘をいただいたと受けとめてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

様々な意見を取りまとめて1つの方向性を出していただき、良かったと思っております。本当にありがとうございます。

私からは1つの課題ということで、ちょっと申し上げたいところがあります。

12ページから13ページにかけて、様々なこれからすべきことであるとか、検討するべきことを書いていただいているのですが、これまでの議論というのは、あくまで児童相談所の側であったりとか、例えば、裁判所の側であったりとか、直接の当事者側に立って検討が行われてきた部分があると思うのです。

現場をやっていた人間としましては、例えば司法審査ということになって、児童相談所の調査した内容が全部保護者にも開示されるという状況になったときに、果たして通告がきちんとなされてくるのだろうかというところも、実は心配というか危惧を持っております。

特に、地方では人間関係が濃密なところもあり、通告に抵抗のある関係機関もまだある中で、様々な大きな事件などもあって、児童相談所の役割について理解をいただき、通告も増えてきた現実があるのですが、これからオープンに議論をするということになったときに、通告等をちゅうちょされるようなことがないのだろうかというところが課題として残っていると思います。

その辺の検討もよろしくお願いいたします。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの「一時保護開始に当たっての手續等の在り方」については、御意見をいただいたということで、続けていきたいと思えます。

次はⅣです。「一時保護中の手續等の在り方」についてという部分について、御意見をいただければと思えます。お願いいたします。

茂木構成員、お願いいたします。

○茂木構成員 よろしくお願ひします。

まずは(3)の①の一時保護所の体制というところでございますが。

○吉田座長 何ページになりますでしょうか。

○茂木構成員 16ページになります。

最初の○のところは、一時保護所の施設基準が児童養護施設に準ずるという説明がありまして、一時保護所は、児童養護施設に準ずる基準では、まずいだらうと、もう少し手厚いあるいは環境の向上を図る必要があるのではないかという書き方になっているわけですが、これに加えて、平成23年に改正された児童養護施設の最低基準なのですからけれども、これが、猶予されている施設がたくさんあって、平成23年の基準でさえも、まだ満たされていないという現実があるわけです。

こういった形で仮に施設の基準、一時保護所独自の基準が策定されたとしても、あるいは手厚い人員配置が最低基準として策定されたとしても、前回のように猶予措置が行われてしまうと、新規につくる一時保護所しか義務化されてこなくなってしまう、全国全般の水準は、なかなか実現できないのではないかなと感じるわけです。

そこで、この○のところに、平成23年に改正された最低基準の猶予措置を一刻も早く廃止するといった文言だとか、新基準については、年限を区切って猶予措置をするといった踏み込んだ表現をしていただきたいかないかというところでございます。

以上です。

○吉田座長 そういう御提案ですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

一時保護所中の部分については、よろしいでしょうか。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 高橋です。

構成員提出資料1に書いてある内容なのですからけれども、1-1でいうと22ページ、ここは接近禁止・面会通信制限の司法審査を入れるかどうかというところの関係の部分なのですからけれども、22ページの(4)の1つ目の○の黒ポツが幾つかあるのですけれども、ここに1つ足していただけないかという意見です。

○吉田座長 (4)ですね。司法審査の導入についての最初の○の中のポツですね。

○高橋構成員 はい。

ここに黒ポツがあると思うのですが、その4つ目と5つ目の間、場所はどこでもいいのですけれども、4つ目と5つ目の間ぐらいに、子供や家族の状況が全く分からない一時保護した当初から、調査が進んで子供や家族の状況がだんだん明らかになっていく中で、子供の意向や制限の必要性等の事情は日々変化するため、迅速かつ柔軟な判断が求められるが、裁判所にそれが可能なのかという1フレーズを入れていただけないだろうかということです。

一時保護開始時と、接近禁止や面会通信制限をすることが、ちょっと事情が違っていると思っていて、本当に関係性とか、子供の精神安定状態とか、日々変わっていく中で、それを裁判所が追いかけていけるのかというのは、ちょっと次元が違うファクターとしてあるのかなと思っているので、これを足していただけないかという意見です。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、事務局のほうで検討がなされると思います。

それでは、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 ありがとうございます。

まず、最初に16ページの、先ほど茂木構成員が言われたところと同じなのですが、最低基準という表現は、2011年か何かに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に変更されているので、そこは変更しておいたほうがいいかなという気がしました。

もう一点、脱字があったので、その指摘なのですが、21ページの上から9行目「が含まれており」という段落なのですが、その後、児童福祉指導になっているのですが、児童福祉司指導、司が抜けているかなということです。

最後に、22ページ、先ほど高橋構成員が指摘されていた辺りのところで、私も少し入れられるのであれば、入れていただきたいと思っている表現があります。それは何かというと、一時保護の開始時に司法審査が導入された場合に、それと同時に、また、必要なときに司法が、面会通信制限とか、接近禁止命令を発令する仕組みを取ることができれば、下のポツで書かれている疑問点というのは、一定解消できるものもあるのではないかなというようにところを表現として入れていただければうれしいなと思いました。

絶対入れてくれというものではないのですが、例えば、結局、司法審査を活用されないのではないかなといったような疑念に関しては、むしろ児童相談所側の常勤弁護士からすると、一時保護の開始段階に司法審査が入って、そこで同じように資料も一定共通すると思いますので、その中で裁判所が同時に発令できる仕組みがあれば、我々としては、むしろやりやすいと感じましたので、そういった表現を入れられるかどうか、御検討をいただければと思います。

以上です。

○吉田座長 もう一度確認ですけれども、今の土居構成員の御提案は（4）接近禁止命令の司法審査の導入について、○が1つありますね。

そこに黒ボツが5ありますけれども、ここに、今、おっしゃった内容を入れてほしいということですね。

○土居構成員 はい。

○吉田座長 今の点は、御提案いただいた書面のほうにありましたでしょうか。

○土居構成員 はい、載せております。

○吉田座長 そうですか、それも参考にして、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかにございませんか。

それでは、なければ、今度は、一時保護の解除に当たっての手續というところ、そこから「Ⅶ おわりに」というところまで通しで議論をしていきたいと思います。

それでは、御発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

では、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 何度もすみません、30ページの下から3つ目の○の「また」から始まる文章のところですか。

ここは、アドボケイトの仕組みについて書いていただいているところなのですが、ここで2点あります。1つが、第2文目のところに「その際、聴き取りを行う者としては、独立した第三者を利用することも検討すべきであるが」とあるのですが、ここは、一旦「ある」で区切っていただいて、その後ろに書いてあることは、また別のことなので、ここは、改行して違うことが書いてあるのだということを明らかにしていただきたいと思います。

○山口虐待防止対策推進室長 本当ですね、こっちが直っていないです。見え消しのほうは直っていて、こちらは直し漏れていますね。

○吉田座長 見え消しのほうは直っております、その際ということで。

見え消しのほうを見ていただけますか。見え消し版の32ページの最初の○ですね。

○土居構成員 そうです。最初の○のところ、第2文目に「その際」から始まる文章があると思うのですが、その際、これこれを検討すべきであるが、その後、また、児童相談所や何かでつながっているのですが、ここは、別のことを書かれている文章になるので、検討すべきであるで、丸で一回区切っていただいて、その後ろのことは、改行の上で、また、別のことを書いているのだということを明らかにしていただきたいということです。

もう一点が「その際」から「検討すべきである」の文章の中で、このアドボケイトのかなめは、やはり独立性というところだと思うので、この独立性を損なうような仕組みにはしていただきたくないという思いがあって、その独立性というところを少し強調した文章にさせていただければなと思いました。

○吉田座長 今の箇所ですか。

○土居構成員 はい、そうです。「その際」から始まる場所。

○吉田座長 「独立した第三者を利用することも」とありますけれども、それに加えてということですか。

○土居構成員 はい、独立性を強調していただきたいという趣旨です。

以上です。

○吉田座長 では、それは検討していただきましょう。ありがとうございます。

ほかに、川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

今の土居構成員のところに重ねてなのですけれども、このアドボカシーの議論の中では、専門的な立場に置かれているフォーマルアドボカシーで、独立した立場の者が独立専門アドボカシーと呼ばれているのですけれども、私は、やはり双方が対立ではなくて、補完的な立ち位置に立って、中心に子供を据えられて双方がきちんと補完的な、不十分なお互いが補えるような、そういう見え方がなされて、見せ方ができるといいかなと思っています。

第一義的には、やはり子供の生活をきちんと見ている、一時保護所の職員ですとか、ケースワーカー、心理士さんというものが、第一義的には、きちんと責任を持って意見表明を基に組み立てていくということは大事だと思うのです。

それと、独立ということが連関して補完的にあるということが大事かなと思っています。

以上です。

○吉田座長 ここの書きぶりですと、独立のアドボケイターの話だけのように見えるので、その前提が必要だということですね。

○川瀬構成員 そうですね。双方の連関が大事だということが大事かなと思います。見えるようにしていただくのがいいかなと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。では、検討させていただきます。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは、特にずっと通しで御意見をいただいてまいりましたけれども、まだ、時間の余裕がありますので、皆さん方の中で、まだ、言い残したところ、つけ加えたい点などがございましたら、御意見をお願いいたします。

初めに戻ってからも結構です。

ございませんか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、これにて議論は終了させていただきたいと思っております。

これまで、取りまとめの内容につき、御議論を尽くしていただきまして、ありがとうございます。

本日も含め、様々な御意見を頂戴いたしました。そうした中で、検討会として一定の期

限の中で報告を取りまとめるというのも1つの責務だと思われま

そこで頂戴した意見を踏まえて、具体的な修正については、私に御一任をいただき、本日、検討会の取りまとめを終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御了承ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

厚生労働省におかれましては、本日までの検討会での意見を踏まえて、今後の取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、報告書において、関係省庁で実証的な検討を行うべきとされた新たな司法審査の仕組みについては、その検討結果を当検討会にも適宜御相談していただくよう、私からもお願いを申し上げます。

本検討会では、様々なお立場から、いろいろ御意見をいただきました。本日こうして、構成員の皆様方一丸となって取りまとめられたことは、本検討会の大きな成果であると思っております。

皆様一人一人の御貢献に座長として感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今後の取りまとめの取扱いや、予定について事務局から御説明をお願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 本日は、お忙しいところありがとうございました。

取りまとめにつきましては、先ほど吉田座長から御発言がございましたとおり、本日の御意見を踏まえ、座長とも御相談の上、修正をいたしまして、構成員の先生方宛てに送付をさせていただきたいと思

また、これまでの検討会で御議論いただいた内容を踏まえまして、具体的な施策としてどのように進めていくか、政府の中でもしっかりと検討させていただきたいと思

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、渡辺局長から一言御挨拶をいただきたいと思

○渡辺子ども家庭局長 子ども家庭局長の渡辺でございます。公務のために少し遅れて到着いたしましたして、恐縮でございます。

先生方におかれましては、昨年の9月以来8回にわたりまして、精力的に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

ちょうど昨年、この会議を始める際に、私のほうから御挨拶申し上げた際、今回の検討会の直接のきっかけは令和元年の法改正の附則ということで、一時保護の手続の在り方等について検討するということでしたが、私のほうからは、それだけではなくて、まさに一時保護中の子供たちの学習機会の確保ですとか、面会の制限の問題ですとか、あるいは解除に当たってのアセスメント、さらにその保護者の支援といったことまで、幅広くいろいろ御議論いただきたいということを申し上げましたが、まさに本当に多岐にわたる論点につきまして、それぞれに貴重な御意見をいただいたと考えております。本当にありがとうございました。

今後、今日の取りまとめを踏まえまして、厚生労働省として、制度改正、運用改善等、具体的な対応を進めていきたいと思っております。

様々な施策の中には当然予算措置を伴うものもありますので、これからの夏に向けて、私ども国の政府の方では、来年度の予算要求に向けて、様々な議論をしていきますので、その中にも盛り込めるものはどんどん盛り込んでいきたいと思っております。

また、今日もいろいろと御議論のありました司法審査につきましても、一定の方向をお示しいただきました。やはり、この一時保護については、手続の透明性をできるだけ図っていくということ。これは、この検討会の中でも親御さんの立場の方のヒアリングもありましたし、そういう点では、これは非常に重要なこれからの課題の要請だと思っております。

ただ一方で、私どものほう、一時保護というのは、必要なときにはちゅうちょなく行うということが非常に重要ですし、また、検討会の御議論の中でも、一時保されるべきだったのにされなかった子供さんもいるというような議論がありました。

そういう意味では、やはり必要な一時保護というものをしっかり行っていくと、あるいは現場のソーシャルワークがしっかりと機能するという。これもまた必要なことでございまして、この両立を図るべく、今後、私ども法務省さんですとか、あるいは最高裁判所とともに、実務的な詰め、また法制的な詰めもまだあるという御指摘もございましたので、そこも含めてしっかりやっていきたいと思っております。

また、最後のほうでアドボカシーのお話もございました。これにつきましては、また別途私どものほうで、子供さんの権利擁護に関しての検討会も平行して行っております。委員の先生方にも、両方に出ていただいている方もいらっしゃいますけれども、ここの一時保護に関しての検討会での議論が有機的にそちらのほうとも接続できるように、我々のほうも意を尽くしていきたいと思っております。

最後になりましたが、こういった広範な内容につきまして、取りまとめをいただきました吉田座長はじめとして、委員の皆様にご感謝を申し上げまして、私の締め御挨拶とさせていただきます。

また、今後も、この検討会自体、必要に応じて、また我々の進捗の報告などもさせていただく場として残していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会は、これにて閉会とさせていただきます。

これまで8回にわたり、皆様には、活発な御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで終了ということでございます。

ありがとうございました。